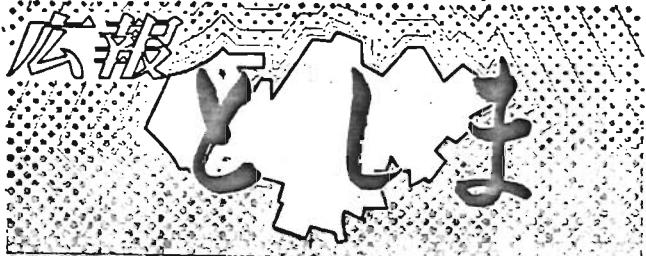


ズバリお聞かせください

981-1133

この電話は夜間・休日でも利用できます。区政に対する意見・要望・苦情をお聞かせください。



第261号  
昭和46年10月1日発行

## 世帯と人口

9月1日現在

前月比

人口 322,496(-3,871)  
 男 160,968(-2,325)  
 女 161,528(-1,546)  
 世帯数 135,944(-2,873)  
 (住民基本台帳による)

発行 東京都豊島区役所 豊島区東池袋 1-18-1 (981) 1111-5170 編集 案務部広報課

用途地域を大改正

住居、商業、工業などの地域が混在している現状を、理想的な用途地域別の地図に塗り直すと、都では、建築基準法に基づいて、地域地区改正の基本方針案を打ち出しました。これは、人間尊重の立場から生活環境の保護を中心的に、都市公害の防止、都市防災の強化など、行詰っている都市機能をよみがえらせようとするのが狙いで。なお、この改正には、立案の段階から、積極的に都民の意見をもとめて、四十八年六月までに塗り替へたい考です。このたび発表された基本方針案のあらましと、区からの意見書は、次のとおりです。

基本地域は『四種から八種』に

昨年六月の建築基準法改正で、土地利用の目  
的と建築物の制限を決めた地域地区制が大幅に

## 意見書

区では、都が示したこの基本方針案を検討し、さる八月十六日、同十六日の二回にわたって区域会議委員会にはかたったうえ、次のよう見直し八月三十日付で都に提出いたしました。

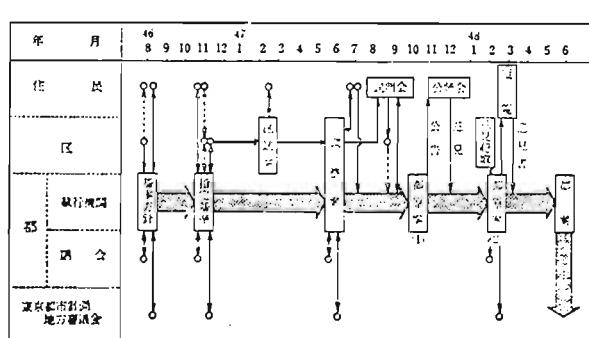
「基本目標」については賛成であ

「基本的な考え方」については、へたる。各地区消防指揮所作成によるもので、後方地域、高度地区、用済地帯の指定、高密度の低密度を劃一せしめ、行なわず、地域の特徴性を考えし、意見を充分に尊重せたい。なお、防火地域指定に伴い、耐火建築物の助成等の措置を別途考慮されたい。

地域特性に応じた田畠の整地の再び成る所も、東京を最大の目標としています。

卷之二

新改訂スヒツル (都審)



【注】 1 第1種住居用土地では大学、高等、各専学校は×、その他のが△は○  
 2 工場A……別法另第2(ヘ)項第一号に掲げる工場(主として火工場)  
 3 工場B……△ (主)は△ | (副)は△ | (中焼瓦工場)  
 4 工場C……△ (主)は△ | (副)は△ |  
 5 工場D……施行令第3、3-1条の6で定める工場(主たる工場)(小工場)





